第七十四条第一項において準用する第六十四条の二	
法第百二十条の三第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条の三第一項
年金給付等積立金	年金給付等積立金及び積立金
法第百三十六条の三第一項第四号ニ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号ニ
法第百三十六条の三第一項第四号イ	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第四号イ
令第四十四条	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令第四十四条
令第三十九条の三第二項第一号	廃止前厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号
法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
令	平成二十六年経過措置政令第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金令
第七十四条第一項において準用する第六十四条の二	
第七十四条第一項において準用する第六十五条第一項	
第七十四条第一項において準用する第六十五条第二項及び第六十六条の二	
第二十六条第一項第五号	厚生年金保険法第百四十四条の六第四項若しくは第百六十五条の三第四項又は確定給付企業年金法第百十七条の二第四項若しくは
第十五条第一項第十二号	法第五十四条の二第一項
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第五十四条の二第一項

2　存続連合会については、改正前確定拠出年金法施行規則第十五条第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一条第九号、第二十六条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第十二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第二項第二号	
年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金	年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等
同法第百六十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第四十二条第二項の規定により移換された若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項
厚生年金基金脱退一時金相当額	平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額
同法第百六十一条第一項	平成二十五年改正法附則第四十三条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項
厚生年金基金の	平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の
第三十条第二項第三号	
確定給付企業年金法第五十九条	平成二十五年改正法附則第五十七条第一項
同法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第四十六条第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項
同法第九十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第四十七条第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項

（準用規定）

第四十九条　改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第百四条の十七及び第百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、改正後確定給付企業年金法施行規則第百四条の十五、第百四条の十六、第百四条の十八及び第百四条の二十二から第百四条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	令第二十九条第三号
第三十二条の二	法第八十一条の二第二項又は第九十六条の二十六第二項
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年政令」という。）第五十五条において準用する令第二十九条第三号
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項若しくは第四十九条第二項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第九十一条の二第二項、平成二十五年改正法附